

生産緑地地区制度の概要について

越 谷 市

(令和4年3月)

生産緑地地区制度の概要について

1 生産緑地地区とは

生産緑地地区とは、市街化区域内において、良好な都市環境を確保するため、緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全することを目的として都市計画で定める地区です。

2 生産緑地地区の指定について（生産緑地法第3条）

市街化区域内にある農地等で、下記の要件に該当する一団の農地等については、生産緑地地区の指定が可能となります。

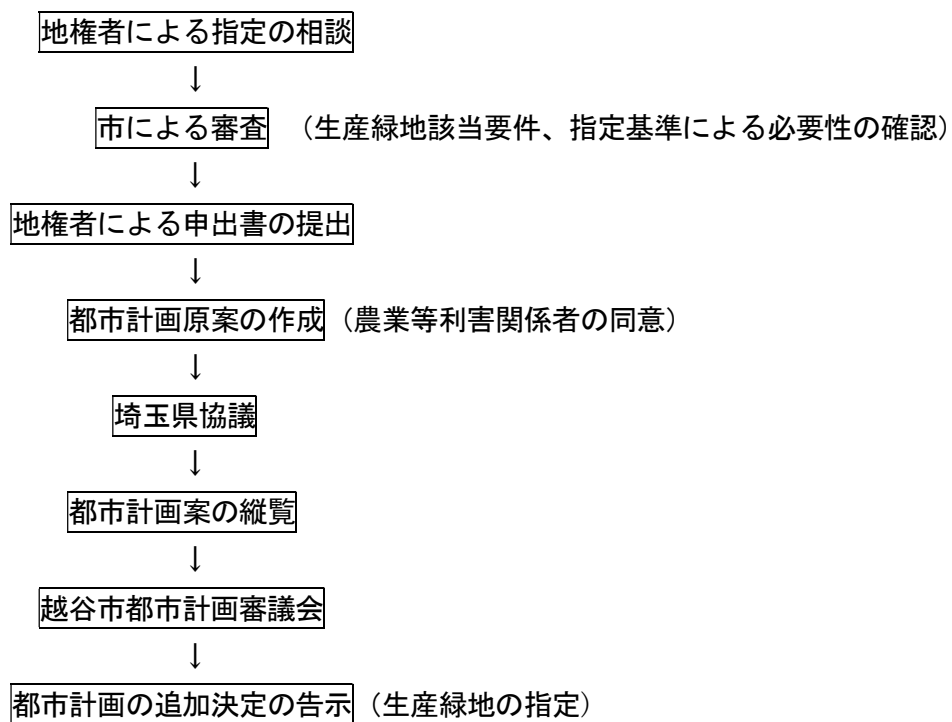
- (1) 公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているものであること
- (2) 一団の農地等で面積が300㎡以上であること
 - ※・小規模農地の保全を推進するため、平成30年4月1日から条例により、500㎡以上から300㎡以上になりました。
 - ・近接の農地等と合わせて300㎡以上の場合でも、指定可能な場合があります。
- (3) 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること

また、指定にあたっては、農地等利害関係者の同意を得た上で、都市計画決定等の手続きを経る必要があります。なお、当該生産緑地は農地等として、適正に管理しなければなりません。

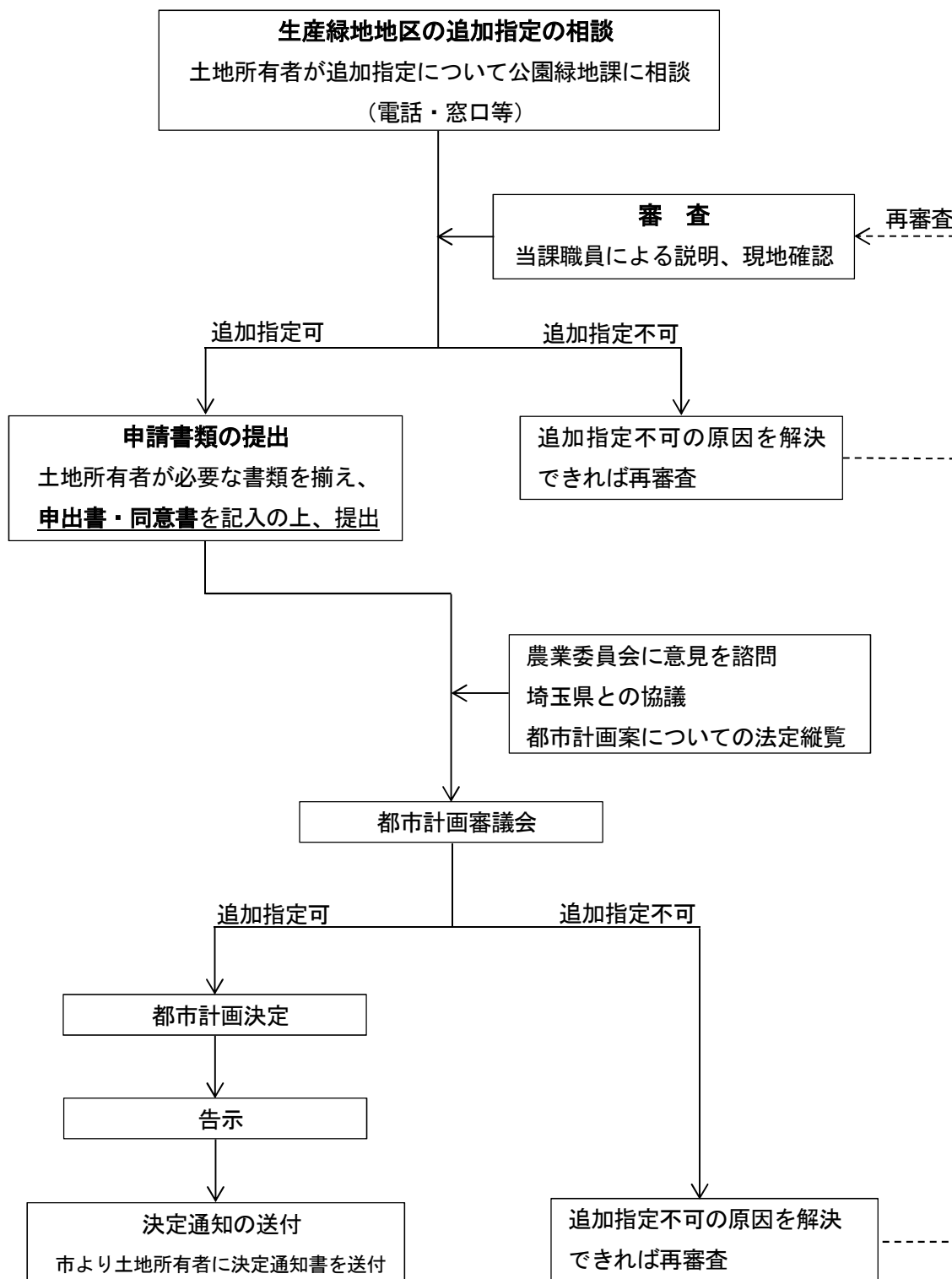
(図—1 指定の流れ 参照)

※詳細は公園緑地課までお問い合わせ下さい。

図—1 指定の流れ



3 生産緑地地区の追加指定の流れ



※生産緑地地区の追加指定の都市計画決定は原則年1回行っています。
また、当該年度指定分の申出の締め切りは、毎年6月末としています。

4 生産緑地地区の農地等の管理および行為制限について(生産緑地法第7条および8条)

(1) 農地等として適正な管理をしなければならない

(2) 生産緑地地区内の、建築物の建築などの行為制限

生産緑地地区内で、建築物の建設を行う場合は、原則、許可が必要です。建築できる施設は、農林漁業を営むために必要となる施設で良好な生活環境の確保を図る上で支障が無い施設、又は当該生産緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがなく、かつ、当該生産緑地における安定的な継続に資する施設について設置が可能となります。

(建築可能な主な施設)

○1号施設(生産緑地法第8条第2項第1号に掲げる施設)

- ①農産等の生産又は集荷の用に供する施設(ビニールハウス、温室など)
- ②農林漁業の生産資材の貯蔵又は保管の用に供する施設(サイロ、農機具等の収納施設など)
- ③農産物等の処理又は貯蔵に必要な共同利用施設(選果場、ライスセンターなど)
- ④農林漁業に従事する者の休憩施設(あずまや、休憩所など農作業の準備・休養に必要な施設など)
- ⑤このほか、政令で定める施設

○2号施設(生産緑地法第8条第2項第2号に掲げる施設)

- ⑥当該生産緑地地区及びその周辺の地区内において生産された農産物等を主たる材料とする製造・加工施設(ジャムの製造施設など)
- ⑦当該生産緑地地区及びその周辺地域内で生産された農産物等又は⑥で製造・加工されたものを販売する施設(直売所など)
- ⑧当該生産緑地地区及びその周辺地域内で生産された農産物等を主たる材料とする料理の提供施設(農家レストランなど)

※2号施設については、平成29年6月の生産緑地法改正により、追加されたものです。また、施行規則により、詳細の基準が規定されております。

5 生産緑地の買取りの申出について（生産緑地法第10条）

生産緑地地区に指定された農地等は、次のいずれかに該当した場合は、市に対して、当該生産緑地の買取りを申し出ることができます。

(1) 生産緑地に指定（都市計画の決定告示の日）されてから30年を経過したとき

(2) 農林漁業の主たる従事者が死亡し、もしくは農林漁業に従事することを不可能にさせる故障を有することになったとき

※(2)の場合には、農業委員会が発行する「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」が必要となります。

6 特定生産緑地について（生産緑地法第10条の2）

生産緑地に指定された場合、買取り申し出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示から30年経過後や主たる従事者が死亡又は農林漁業従事が不可能とされる故障を有するに至った場合」とされていましたが、平成29年6月の法改正により、告示から30年経過する前に農地等利害関係者の同意を得て、特定生産緑地に指定することにより、10年延期される制度ができました。また、特定生産緑地に指定してから10年経過した後は、同様に農地等利害関係者の同意を得て、繰り返し10年の延長ができるものです。

申出基準日（生産緑地地区の都市計画の告示から30年を経過する日）を過ぎた場合、特定生産緑地に指定することはできません。

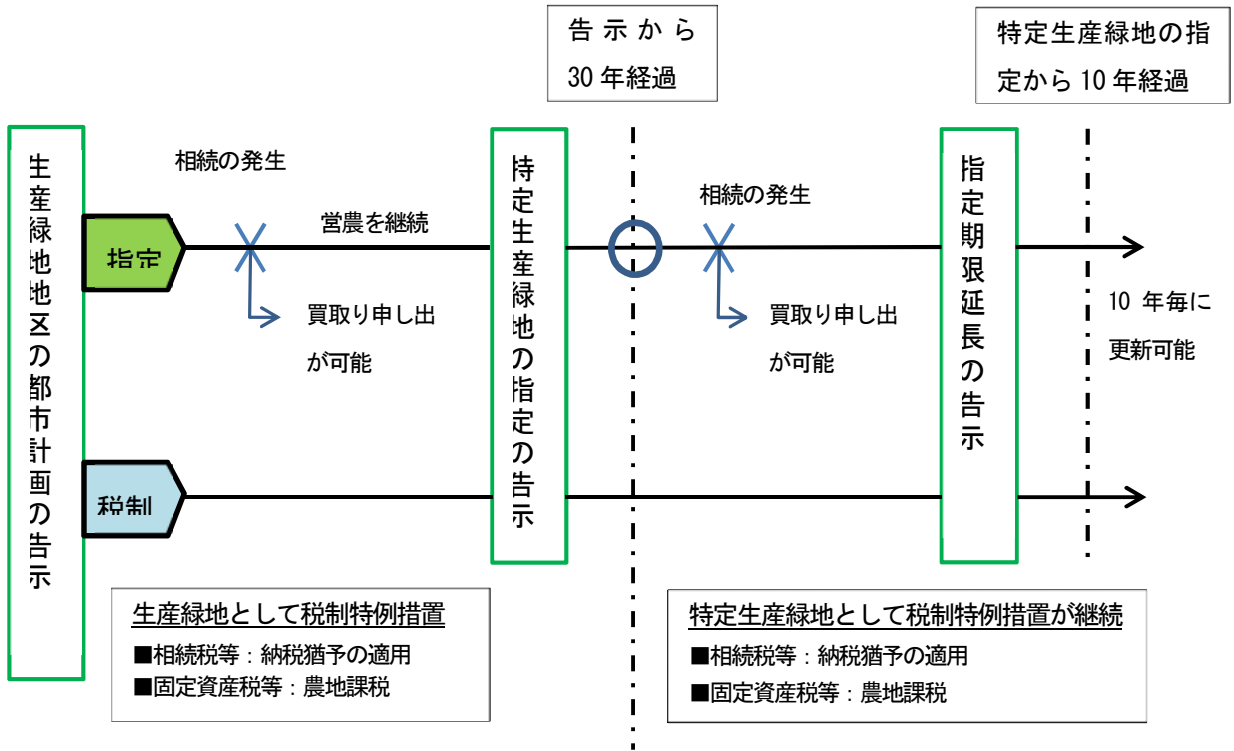
○特定生産緑地制度

①生産緑地の農地等利害関係者の同意を得て、市町村は当該生産緑地を特定生産として指定できる。

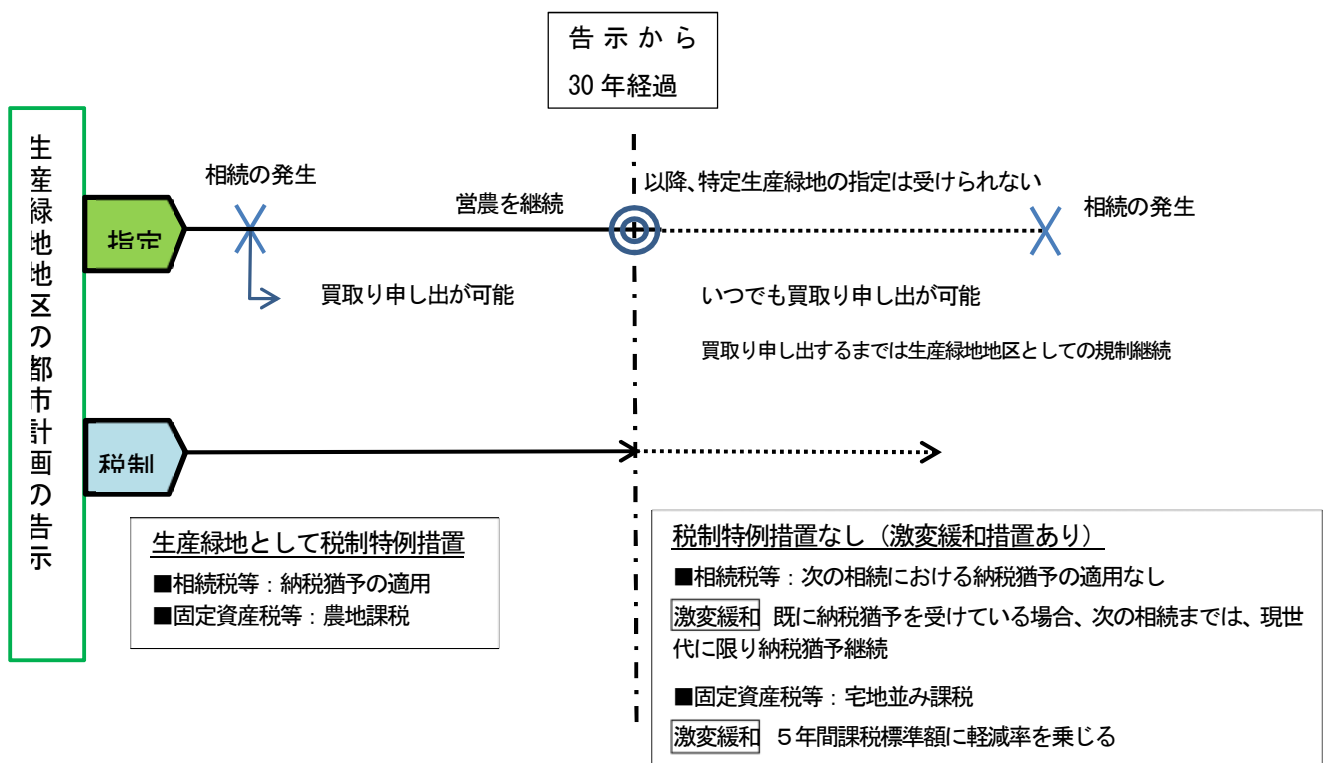
②指定された場合、買取り申し出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。

10年経過後は、改めて農地等利害関係者の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

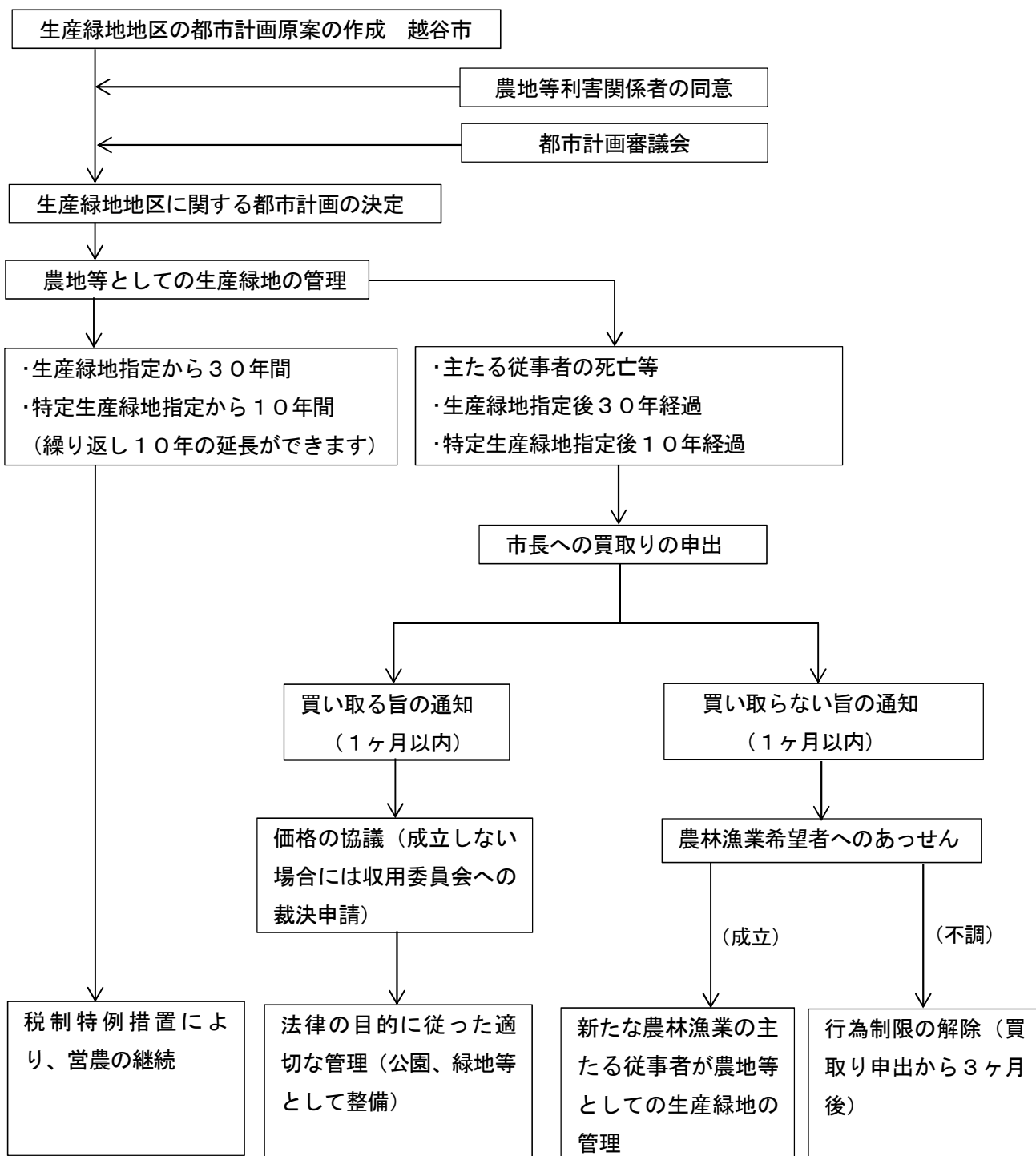
特定生産緑地に指定する場合



特定生産緑地に指定しない場合



7 生産緑地地区制度の全体の概要



【買取申出書提出書類】

1. 申出書（実印） 1部
2. 委任状 1部
3. 印鑑登録証明書 1部
4. 診断書（故障の場合） 1部
5. 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書 1部
6. 案内図 1部
7. 公 図 1部
8. 土地登記事項証明書 1部

【一部のみ買取申出する場合】

（追加提出資料）

1. 生産緑地の一部買取申出による営農計画書 1部
2. 案内図 1部 ※営農を継続する生産緑地の土地
3. 公図 1部 ※営農を継続する生産緑地の土地
4. 土地登記事項証明書 1部 ※営農を継続する生産緑地の土地

問い合わせ先

都市整備部 公園緑地課

電話 : 048-963-9225

FAX : 048-965-0948